請　　書（案）

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
九州農政局長　荻野　憲一　　殿

住　　所
商号及び名称
氏　　名

1　件　　名　　足踏み脱穀機外の購入
2　仕様・規格　　仕様書のとおり
3　数　　量　　仕様書のとおり
4　契約金額　　金　　円
（うち消費税及び地方消費税の額　　円）
5　納入期限　　仕様書のとおり
6　納入場所　　仕様書のとおり
7　検査場所　　仕様書のとおり
8　契約保証金　　免除

上記事項をお請けすることについては、上記事項及び次の条項を厳守の上、信義に従って誠実にこれを履行いたします。

条　　項

第１条　頭書の仕様・規格に基づき納入期限までに納入いたします。
２　仕様・規格に明示されていないものについて疑義が生じた場合は、協議いたします。ただし、軽微なものについては、貴官の解釈及び指示に従います。

第２条　頭書の納入期限までに物品を引き渡すことができない場合は、あらかじめ貴官に、遅滞の理由及び納入見込月日を明らかにした書面（電子書面を含む。）をもって延長の承認をお受けします。

第３条　頭書の納入期限までに物品を引き渡すことができない場合は、前条に定める承認にかかわらず延滞金として、納入期限の翌日から納入完了までの日数に対し、一日につき未納部分に対する契約金額に民法（明治２９年法律第８９号）第４０４条第４項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を貴官の請求により納付いたします。ただし、遅滞が天災その他やむを得ない理由によるものと認められる場合は、免除願います。

第４条　物品を納入する場合は、その旨を貴官に通知し、検査をお受けします。検査に要する経費は、当方において全て負担します。

第５条　前条に定める検査の結果、数量、仕様及び規格等に適合しない場合は、直ちに引き換え、又は改造いたします。

第６条　検査に合格し、引渡しが完了しても、１か年間以内に当該物品に契約不適合のあることが発見された場合は、その契約不適合を補修し、又は損害を賠償いたします。

第７条　物品の引渡しを完了し、検査に合格した日に、当該物品の所有権を、貴官に移転いたします。

第８条　検査に合格した場合は、当方の適法な支払請求書を貴官が受理した日から３０日以内にお支払いください。

第９条　この契約において、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部について解除されても、不服を申しません。この場合において、当方が損害を被ることがあっても異議は申し立てません。

（１）天災その他当方の責に帰することができない理由により、当方が契約の解除を申し出たとき。

（２）この契約に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき、又は正当な理由なく義務を履行せず、若しくは履行する見込みがないと認められるとき。

（３）当方又は当方の使用人に不正の行為があったとき。

（４）当方又は当方の使用人が第４条に定める検査を妨げたとき。

（５）破産の宣告を受けたとき、又はそのおそれがあると認められるとき。

（６）当方が契約の解除を申し出たとき。

第１０条　前条第２号から第６号までに掲げる理由により契約を解除された場合は、違約金とし

て契約金額の１００分の１０に相当する額を貴官の請求により納付いたします。同条第１号に定める理由により契約の解除を申し出た場合には、この契約の全部又は一部について解除を承認願います。この場合には、違約金を免除されるよう承認願います。

第１１条　次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除されても、不服を申しません。

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第１２条　当方又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、この契約を解除されても、不服を申しません。

（１）暴力的な要求行為があったとき。

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為があったとき。

（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為があったとき。

（４）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為があったとき。

（５）その他前各号に準ずる行為があったとき。

第１３条　当方は、前２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

２　当方は、前２条各号のいずれかに該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約いたします。

第１４条　当方は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除いたします。

２　当方が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、この契約を解除されても、不服を申しません。

第１５条　第１１条、第１２条及び前条第２項の規定により解除された場合において、当方が損害を被ることがあっても異議は申し立てません。

２　第１１条、第１２条及び前条第２項の規定により解除された場合において、貴官に損害が生じたときは、その損害を賠償いたします。

第１６条　当方又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を貴官に通知し、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うことといたします。

第１７条　当方は、信用保証協会法（昭和２８年法律第１９６号）に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号）第２条第３項に規定する特定目的会社、信託業法（平成１６年法律第１５４号）第２条第２項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関（以下「信用保証協会等」という）に対して売掛債権を譲渡する場合を除き、貴官の書面による承諾を得ないで、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させることは絶対にいたしません。

２　当方がこの契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、信用保証協会等に対して売掛債権の譲渡を行い、貴官に対して民法第４６７条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成１０年法律第１０４号。以下「債権譲渡特例法」という。）第４条第２項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、貴官が当方に対して有する請求債権について、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡対象債権金額を軽減する権利その他一切の抗弁権を保留することに異存はありません。

３　前項の場合において、譲受人が貴官に対して債権譲渡特例法第４条第２項に規定する通知又は民法第４６７条若しくは同項に規定する承諾の依頼を行った場合も同様に異存ありません。

４　当方が信用保証協会等に対して売掛債権の譲渡を行った場合、貴官が行う弁済の効力は、貴

官が予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第４２条の２に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとすることに異存ありません。

第１８条　この契約によって当方が納付する遅滞金、違約金等がある場合は、貴官の指示により当方が受領する金額と相殺し、又は別に徴収されても異存ありません。